

平塚共済病院・連携登録医に関する取り決め

第一条(目的)

平塚共済病院(以下 共済病院 とする)は、地域医療支援病院として、近隣の医療機関と地域医療を進めるための連携体制を構築し、各種の病診連携・医師の生涯教育・医療の高度化などに対応した診療等を協同で行う使命を有する。その遂行の為に近隣の医療機関の医師と連携登録医に関する契約を締結し、円滑な連携を行うために本取り決めを作成する。

第二条(登録医の資格)

登録医の資格は次のいずれかを希望される医師または歯科医師とする。

- (一) 緊急及び診療上必要な患者を紹介し、相互に協力して診療を希望される方
- (二) 開放病床において、共同で診療する事を希望される方
- (三) 共済病院で実施している諸検査・診療等についての見学及び手術に参加を希望される方
- (四) 共済病院で開放した検査機器の使用を希望される方(CT・MRI・胃カメラ等)
- (五) 共済病院で開催する連携登録医の集い、講演会、臨床検討会等へ参加を希望される方
- (六) 図書室、病歴室及び当院の研究室における研究に必要な機器の利用を希望される方
- (七) 共済病院が運営するホームページへのリンクを希望される方

第三条(登録医の表示)

原則として、共済病院が運営するホームページへの掲載、また共済病院内に連携登録医の表示をする。なお、ホームページへの記載や連携登録医の表示を希望しない場合は、その旨を申し出る事とする。

第四条(診療の依頼)

- (一) 連携登録医は患者の診療を依頼する際は診療情報提供書を作成し、患者に持参させる。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- (二) 緊急診療を依頼する際は、原則として平日(8:30~19:00)は医療連携室へ、休日・夜間は救急センターへ事前連絡し、受入可否の確認をする。
- (三) 診療の予約は、FAX 又は電話にて可能とする。

第五条(診療の委託)

- (一) 共済病院は、連携登録医からの診療の依頼に対して速やかに受入を行う。
- (二) 共済病院は、緊急及び重症患者について夜間・休診日を含む24時間365日において、やむを得ない場合を除き、連携登録医の支援を図るものとする。

第六条(登録の申請)

登録の申請については、別紙の「連携登録医申請書」に必要事項を記入の上、医療連携支援室へ提出する。申請書については、平塚共済病院で保管するものとする。

第七条(連携登の承諾)

共済病院は、連携登録医として承諾した場合には、連携登録医証を交付する。

第八条(登録内容の変更・辞退・取り消し)

登録内容の変更、辞退、取り消しについては次のとおりとする。

- (一)連携登録医は、登録内容に変更が生じた場合、「連携登録医 内容変更届」を医療連携室へ提出する。
- (二)連携登録医は、登録の辞退をする場合、「連携登録医 辞退届」を医療連携室へ提出する。
- (三)共済病院は、連携登録医に諸規則に違反する行為があった場合や連携登録医として相応しくないと認められた場合は、事前に通知し登録を取り消すことができる。

第九条(その他)

書面に記載のない事項で疑義が生じた場合は、共済病院及び連携登録医の両者が協議の上、解決を図るものとする。

附則

この取り決めは、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

この取り決めは、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

この取り決めは、令和 1 年 8 月 1 日から適用する。